○附属機関設置条例

昭和34年９月28日

条例第28号

（目的）

第１条　この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

（附属機関の定義）

第２条　附属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の４第３項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

（設置及び組織）

第３条　本市は、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第４条　会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

２　会長は当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

４　副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

第５条　委員は市長が任命又は委嘱する。

２　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　附属機関の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会議の運営等）

第７条　この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

（規則への委任）

第８条　別に規則で定めるところにより、附属機関に専門委員及び部会を置くことができる。

２　各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

（市長への委任）

第９条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別表（第３条）

附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
木更津市吾妻公園文化芸術施設管理運営計画策定委員会	木更津市吾妻公園文化芸術施設管理運営計画の策定について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1　学識経験者 2　関係団体を代表する者 3　公募 4　市の職員	8人以内	1年以内